

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する促進区域内における固定資産税の課税免除に関する法律

条例制定の件

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する促進区域内における固定資産税の課税免除に関する条例を次のように定める。

令和五年九月一日提出

宇部市長 篠 崎 圭 二

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する促進区域内における固定資産税の課税免除に関する条例

（趣旨）

第一条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号。以下「法」という。）第四条第二項第一号に規定する促進区域（以下単に「促進区域」という。）内において、法第十四条第二項に規定する承認地域経済牽引事業計画（以下単に「承認地域経済牽引事業計画」という。）に従つて、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令（平成十九年総務省令第九十四号）第二条に規定する対象施設（以下単に「対象施設」という。）を設置した者に係る固定資産税の課税免除について必要な事項を定めるものとする。

（課税免除）

第二条 市長は、促進区域内において、この条例の施行の日から令和七年三月三十一日までの間に対象施設を設置した者について、当該施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものと除く。）又はこれらの敷地である土地（法第四条第六項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対しても、宇部市税賦課徴収条例（昭和二十五年条例第四十二号）第五十四条

の規定にかかわらず、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条第一項の規定により固定資産税を課さない。

2 前項の規定により固定資産税を課さない期間は、当該家屋又は構築物に対して固定資産税を課すべきこととなる最初の年度（以下「初年度」という。）から三年度間とする。

3 第一項の規定は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（令和三年条例第二十九号）第二条第一項の規定により課税免除された場合又は国際観光ホテル整備法による登録ホテル業等の用に供する建物に対して課する固定資産税の不均一課税に関する条例（平成十六年条例第百十三号）第二条第一項若しくは地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成二十七年条例第四十二号）第二条第一項の規定により不均一課税された場合には、適用しない。

（課税免除の申請等）

第三条 前条第一項及び第二項の規定による固定資産税の課税免除の適用を受けようとする者は、初年度の初日の属する年の一月一日現在における固定資産について、市規則で定めるところにより、同月三十一日までに市長に申請をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、固定資産税の課税免除の決定を行い、市規則で定めるところにより、当該申請をした者に通知するものとする。

（変更の届出）

第四条 課税免除の決定を受けた者は、前条第一項の規定による申請の内容に変更があつた場合は、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

（課税免除の取消し）

第五条 市長は、課税免除の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該課税免除の決定を取り消すことができる。

- 一 承認地域経済牽引事業計画の承認が取り消されたとき。
- 二 虚偽の申請その他不正の行為によつて課税免除の決定を受けたとき。

（委任）  
第六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。

（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正）

第二条 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（令和三年条例第二十九号）の一部を次のように改める。

第二条第一項中「第六条」を「第六条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第一項の規定は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する促進区域内における固定資産税の課税免除に関する条例（令和五年条例第一号）第二条第一項の規定により課税免除された場合は国際観光ホテル整備法による登録ホテル業等の用に供する建物に対して課する固定資産税の不均一課税に関する条例（平成十六年条例第百十三号）第二条第一項若しくは地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成二十七年条例第四十二号）第二条第一項の規定により不均一課税された場合には、適用しない。

（国際観光ホテル整備法による登録ホテル業等の用に供する建物に対して課する固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正）

第三条 国際観光ホテル整備法による登録ホテル業等の用に供する建物に対して課する固定資産税の不均一課税に関する条例（平成十六年条例第百十三号）の一部を次のように改める。

第二条に次の二項を加える。

2 前項の規定は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（令和三年条例第二十九号）第二条第一項若しくは地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する促進区域内における固定資産税の課税免除に関する条例（令和五年条例第一号）第二条第一項の規定により課税免除された場合又は地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成二十七年条例第四十二号）第二条第一項の規定により不均一課税された場合には、適用しない。

（地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正）

第四条 地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成二十七年条例第四十二号）の一部を次のように改める。

第二条第二項中「第二条第一項」の下に「若しくは地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する促進区域内における固定

「第二条の」を「第二条第一項の」に改める。

#### 「説明」

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令（平成十九年総務省令第九十四号）の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除に関する条例を整備するものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税  
免除に関する条例（令和三年条例第二十九号）

旧

新

## (課税免除)

第二条 市長は、産業振興促進区域内における前条の設備に係る固定資産のうち過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和三年総務省令第三十一号）第一条第三号に規定する家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和三年政令第百三十七号）附則第四条第一項の規定による公示の日以後において取得したものに限り、かつ、土地においては、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対しては、宇部市税賦課徴収条例（昭和二十五年条例第四十二号）第五十四条の規定にかかわらず、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条の規定により固定資産税を課さない。

## (課税免除)

第二条 市長は、産業振興促進区域内における前条の設備に係る固定資産のうち過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和三年総務省令第三十一号）第一条第三号に規定する家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和三年政令第百三十七号）附則第四条第一項の規定による公示の日以後において取得したものに限り、かつ、土地においては、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対しては、宇部市税賦課徴収条例（昭和二十五年条例第四十二号）第五十四条の規定にかかわらず、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条第一項の規定により固定資産税を課さない。

3 | 第一項の規定は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する促進区域内における固定資産税の課税免除に関する条例（令和五年条例第一号）第二条第一項の規定により課税免除された場合又は国際観光ホテル整備法による登録ホテル業等の用に供する建物に対して課する固定資産税の不均一課税にに関する条例（平成十六年条例第百十三号）第二条第一項若しくは地域再生法に規定す

る地方活力向上地域における固定資産税の  
不均一課税に関する条例（平成二十七年条  
例第四十二号）第二条第一項の規定により  
不均一課税された場合には、適用しない。

国際観光ホテル整備法による登録ホテル業等の用に供する建物に対して課する固  
定資産税の不均一課税に関する条例（平成十六年条例第百十三号）

旧

（不均一課税の税率）

第二条

新

（不均一課税の税率）

第二条

2 前項の規定は、過疎地域の持続的発展の  
支援に関する特別措置法の適用に伴う固定  
資産税の課税免除に関する条例（令和三年  
条例第二十九号）第二条第一項若しくは地  
域経済牽引事業の促進による地域の成長発  
展の基盤強化に関する法律に規定する促進  
区域内における固定資産税の課税免除に関  
する条例（令和五年条例第号）第二条第  
一項の規定により課税免除された場合又は  
地域再生法に規定する地方活力向上地域に  
おける固定資産税の不均一課税に関する条  
例（平成二十七年条例第四十二号）第二条  
第一項の規定により不均一課税された場合  
には、適用しない。

地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成二十七年条例第四十二号）

旧

（固定資産税の不均一課税）

第二条

新

（固定資産税の不均一課税）

第二条

2 前項の規定は、特別償却設備設置者が、

同一の特別償却設備等に係る同項に規定する固定資産税につき、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（令和三年条例第二十九号）第二条第一項

同一の特別償却設備等に係る同項に規定する固定資産税につき、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（令和三年条例第二十九号）第二条第一項若しくは地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する促進区域内における固定資産税の課税免除に関する条例（令和五年条例第一号）第二条第一項の規定により課税免除された場合又は国際観光ホテル整備法による登録ホテル業等の用に供する建物に対して課する固定資産税の不均一課税に関する条例（平成十六年条例第一百三十三号）第二条の規定により不均一課税された場合には、適用しない。

同一の特別償却設備等に係る同項に規定する固定資産税につき、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（令和三年条例第二十九号）第二条第一項

同一の特別償却設備等に係る同項に規定する固定資産税につき、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（令和三年条例第二十九号）第二条第一項若しくは地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する促進区域内における固定資産税の課税免除に関する条例（令和五年条例第一号）第二条第一項の規定により課税免除された場合又は国際観光ホテル整備法による登録ホテル業等の用に供する建物に対して課する固定資産税の不均一課税に関する条例（平成十六年条例第一百三十三号）第二条第一項の規定により不均一課税された場合には、適用しない。

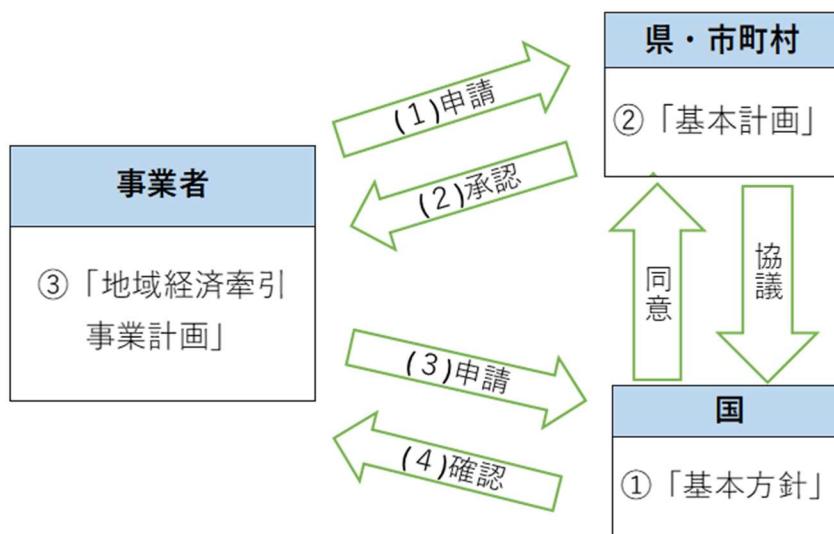
## 議案第74号

### 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する促進区域内における固定資産税の課税免除に関する条例制定の件

#### 【地域未来投資促進法の概要】

⇒地域の特性を活かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすような「地域経済牽引事業」の促進を目的とした法律。その促進のため、「地域経済牽引事業」を実施する事業者に対して、様々な支援措置が講じられているもの。

#### 【支援を受けるまでの流れ】（手続き）



- ① 国が「基本方針」を策定
- ② 国の「基本方針」に基づき、県と市町が連携して「基本計画」を策定し、国と協議の上、同意を得る。
- ③-(1) 事業者は、工場等の新・増設などを行う場合、「基本計画」に沿った「地域経済牽引事業計画」を策定し、県に申請
- ③-(2) 県が計画を承認  
⇒特別融資制度の利用、補助事業採択時の加点措置等
- ③-(3) 事業者が先進性等に係る「確認申請書」を作成し、国に申請
- ③-(4) 国が先進性を確認し（認めた場合）、「確認書」を交付  
⇒税の優遇措置（固定資産税の課税免除、国税や県税の負担軽減）

※ 県の承認、国（主務大臣）の確認を受けた事業は、承認地域経済牽引事業として各支援制度の活用が可能

## 1 制定要旨

(1) 「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令」の一部改正

◎今回の省令改正では、課税免除等を実施した自治体に対しての、減収補てん措置の拡充が図られた。(下表参考)

①減収補てん措置の適用期限の延長 (R5. 3. 31→R7. 3. 31 まで)

②減収補てん措置の適用対象の拡充 (財政力指数要件の引上げ : 0.67 未満→0.80 未満) →これまで減収補てん措置の対象外であった本市が適用対象となった。

(参考) 固定資産税(市町村)の減収補てん措置の拡充

項目	改正前	→	
対象事業	承認地域経済牽引事業のうち、主務大臣の確認を受けたもの	承認地域経済牽引事業のうち、主務大臣の確認を受けたもの	特に高い付加価値(3億円以上)を創出する事業
対象資産	土地・建物・構築物 (3 年度間)		
設備投資額下限	1 億円(農林漁業は 5,000 万円)		
財政力指数要件	0.67 未満	0.67 未満	0.67 以上 0.80 未満
補てん率	3/4	3/4	1/4
適用期限	令和 5 年 3 月 31 日	令和 7 年 3 月 31 日	

(2) 本市の産業振興上の必要性

地域未来投資促進法に基づく「地域経済牽引事業」の促進による本市の成長発展の基盤強化の加速化

## 2 主な内容

(1) 事業者が地域経済牽引事業計画を作成し、県からの承認及び国から地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして先進性の確認を受けた場合において、当該計画に従つて令和 7 年 3 月 31 日までに設置した固定資産(建物・構築物)及び当該敷地である土地に対して、3 年度間にわたり固定資産税の課税免除を行うことを規定

(第 2 条第 1 項及び同条第 2 項)

(2) 他制度の課税免除・不均一課税と重複適用しないよう、本条例及び他の 3 つの課税免除・不均一課税条例に重複適用除外規定を整備

(第 2 条第 3 項、附則第 2 条～第 4 条)

## 3 施行期日

公布の日

## 宇部市総合支所設置条例中一部改正の件

宇部市総合支所設置条例（平成十六年条例第二十七号）の一部を次のように改める。

令和五年九月一日提出

宇部市長 篠崎圭二

第二条第二号中「東畠田三六五番地一」を「野田四百四十二番地十一」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。

### 「説明」

宇部市楠総合センターへの移転に伴い、所要の整備を行うものである。これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

(名称、位置及び所管区域)

第二条

新 旧 対 照 表 新

旧

対

照

表

新

(名称、位置及び所管区域)

第二条

1 位置 宇部市大字船木字東番田三六五  
番地一

2 位置 宇部市大字船木字野田四百四十  
番地十一

# 議案第75号 宇部市総合支所設置条例中一部改正の件

北部地域振興課

